

自治行政（地方自治）リーガルクリニック 活動報告

安達 和志
(本法務研究科教授)

1 自治行政クリニックの趣旨

住民自治的な分権型社会をめざす地方分権改革の進展にともない、近年、各地の自治体立法のはたらきや市民活動の存在が重要性を増している。また、最近の司法制度改革の動きは、市民が行政相手に行う提訴の方途を拡充する行政事件訴訟法改正にも及び、今後は、行政訴訟が市民に比較的身近な手段として活発に利用されていくことが予想される。

神奈川大学法科大学院は、“地域密着型”の法曹養成をその設置理念に掲げており、その一環として「地域行政に通じた法曹」の育成をめざしている。それは、これからの社会において、分権自治体の新たな政策形成やNPO等の市民団体の活動に指導的役割を果たし、また、豊かな市民感覚をもって地域と自治体の法律問題の解決に専門性を発揮しうる法律家が必要と考えるからである。

自治行政（地方自治）クリニックは、本学法科大学院の特色であるそのような「地域行政に通じた法曹」を育成するための実践的な教育プログラムとして位置づけられている。

2 自治行政クリニックの概要

自治行政リーガルクリニックは、自治体行政に関わる法問題を主たる対象とした法律相談であり、実務家教員の森田明と研究者教員の安達和志がペアで担当している。長期休業期間中を除いてほぼ毎月1回（曜日は不特定）のペースで実施し、1回につき事案1件、相談時間は、

18:00～20:00の2時間程度で対応することとしている。相談の終了後に30分ほど、担当教員と出席学生との間で、問題点の確認や意見交換を内容とする検討会を行っている。学生の参加は、原則として5名以内としているが、事案によっては10名程度まで認める場合がある。

相談の内容については、市民の側からの自治体行政（県・市町村等）に対する不服・疑義等に関する事案を主に扱っている。相談申込みは現状では必ずしも多いとはいえず、相談案件を確保するため、実務家教員が相談事案を持ち込むことも少なくない。また、このクリニックでは、自治体の側からの新たな制度設計や条例づくりに関する相談も想定しており、実際に廃棄物関係の条例立案の相談を受けたケースでは、法学研究所地方自治センター（2004年度に開設。本学の法科大学院および法学部の教員が連携して運営にあっている）の協力を得て、両担当教員と法学部教員による事案検討会や現地調査も実施し、継続的かつ組織的な対応を行ってきた。

なお、弁護士等の実務家を招くなどして、具体的な事件への取組み等に関する実務的な講演会・学習会も不定期に開催しており、この種の会合への学生の参加もクリニックの出席回数に算入している。

3 自治行政クリニックの意義と成果

本クリニックの活動は、行政事件のリアルな応用場面であって、学生は、相談事案への参加

	市民等からの相談		条例立案等の相談		講演・学習会	
2005年度	3	住民訴訟関係，条例への疑義など	2	廃棄物対策	3	障害者解雇事件，国歌斉唱義務不存在訴訟，学校・警察間情報提供
2006年度	6	議会関係，個人情報利用停止，情報公開，公務員勤務条件など	1	廃棄物対策	1	日の丸君が代強制訴訟
2007年度	4	公共施設運営，情報公開，条例案への疑義，行政処分取消しなど	0		2	自治基本条例，行政オンブズマン制度

を通じ、行政組織法上の重要用語、住民訴訟の具体的しくみ、公法上の当事者訴訟の訴訟要件など、行政法分野の基礎知識を再確認するとともに、それらの知識の活用方法を実地に学ぶこととなっている。また、本クリニックで扱う事案の多くは、個別事件の解決を超えて、その原因が関係法制の内容等に関わっているため、学生にとっては、事案の背景にある制度のしくみ全体へ視野を広げ、制度改革への課題を考える習慣が身に付くようになる。他方、研究者教員

の側では、今日の社会が直面する解決困難な最先端の問題に触れる機会ともなっており、大いに刺激を受けつつ、実務家教員とは異なる視点から理論的な検討・助言に努めている。このようにして地域社会の生きた法律問題に接することで、より深く“地域密着型”の法曹の役割を実感できるようになってきていると考えられる。

過年度における相談実績（件数と内容）は、表のとおりである。